（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前条」を「第四条」に改める。

第二十三条第八項中「、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型」を「又は就労移行支援」に改める。

第三十三条中「又は就労継続支援Ｂ型」を削る。

第四十三条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

（障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条　障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

第九十条第二項中「第六十四条第一項第四号及び第六項」を「第六十四条第一項第四号及び第七項」に改め、同条第三項中「前条第二項後段」を「前条第四項後段」に改める。

附則第三条中「法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間」を「当分の間」に改める。

（障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第五条　障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

（障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第六条　障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

（障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第七条　障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第四号中「第六号ロ」を「第七号ロ」に改める。

第十二条第二項中「第四号イ(3)」を「第四号イ(2)」に改める。

第二十八条中「又は就労継続支援Ｂ型」を削る。

第三十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第八条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第九条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「第二十四条の十二第二項」を「第二十四条の十二第一項又は第二項」に改める。

第三十六条中「災害」の下に「、虐待」を加える。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項に次の一号を加える。

四　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定による障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に関すること（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

告示

○総務省告示第三百四十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四十八第二項並びに消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の七第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号並びに消防法施行規則第四条の二の四第四項、第三十一条の六第六項及び第五十一条の十二第三項に規定する登録講習機関並びに同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した財団法人日本消防設備安全センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、消防法第二十一条の四十八第三項並びに消防法施行規則第四条の二の五第二項、第四条の二の十二第二項、第三十一条の五第四項、第三十一条の七第二項及び第五十一条の十三第二項において準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十四年九月二十四日

総務大臣　川端　達夫

一　変更後の代表者の氏名	襲田　正徳
二　変更の日	平成二十四年六月二十五日

○法務省告示第三百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月二十四日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

伊那食品株式会社	長野県下伊那郡松川町元大島五千四百六十二番地五	食品加工

○外務省告示第三百十八号

日本国政府は、昭和四十一年十二月十六日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の批准書を寄託した際に、同規約第十三条2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成二十四年九月十一日に国際連合事務総長に通告した。

よって、日本国は、平成二十四年九月十一日から、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束される。

平成二十四年九月二十四日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第五百十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十五年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十七万八千二百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第五百十六号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十四年九月二十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　けし耕作者	栽培面積
栽培区域	
北海道名寄市	一・〇〇アール
岡山県美作市	一・〇〇アール